

さかたの家づくり利子補給

市内に自ら居住するために、酒田産の木材を柱など構造材に6割以上使用して住宅を新築または新築分譲住宅を購入する場合、住宅ローンの利子の一部を市が負担します。

県事業「山形の家づくり利子補給」との併用可！
最大0.7%の利子が低減！

利子補給の内容

- 1 融資限度額 2,500万円以内（土地購入費を除きます）
- 2 利子補給率 0.1%（10年固定金利利用、利子補給期間は10年間）
0.2%（3、5年固定金利利用、利子補給期間は3年、5年）
※3年固定、5年固定、10年固定以外の住宅ローンは対象になりません。
- 3 対象住宅ローン 融資期間35年以内の住宅ローン
- 4 その他 「山形の家づくり利子補給」と併用可能（利子補給率0.4%、0.5%）

地域材使用の対象となる部分

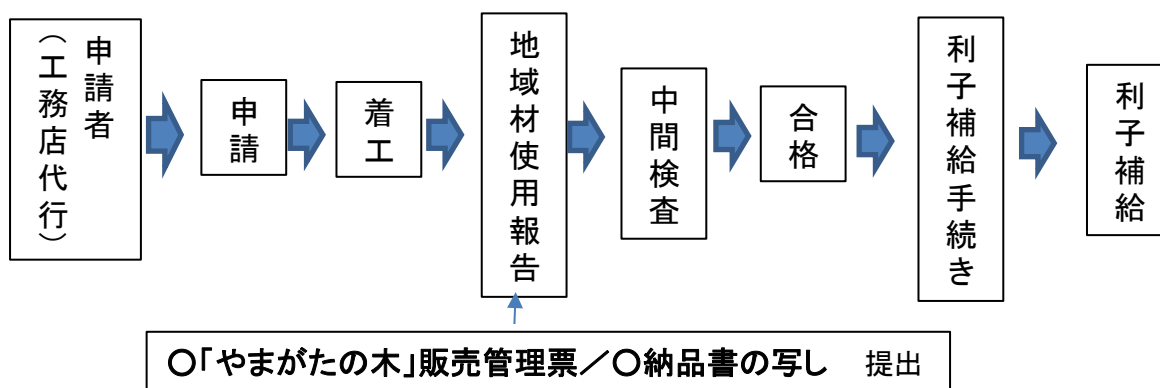
次の部位の構造材に60%以上（材積比）使用

部位	使用率計算の対象となる部材
軸組	通し柱・管柱・間柱・胴差・桁・筋かい・貫
小屋組	母屋・棟木・垂木・小屋束

（集成材は含まない）

地域材…市内の山林から伐採し、かつ、加工された木材製品

手続きの流れ



酒田の木を使って、地元の森林を元気にするために、これからも皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

地域材利活用普及事業

住宅の新築、改築、修繕、増築、耐震工事、模様替等の工事を市内施工業者が酒田産の木材を使って行う場合、地域産木材製品にかかる費用を支援します。

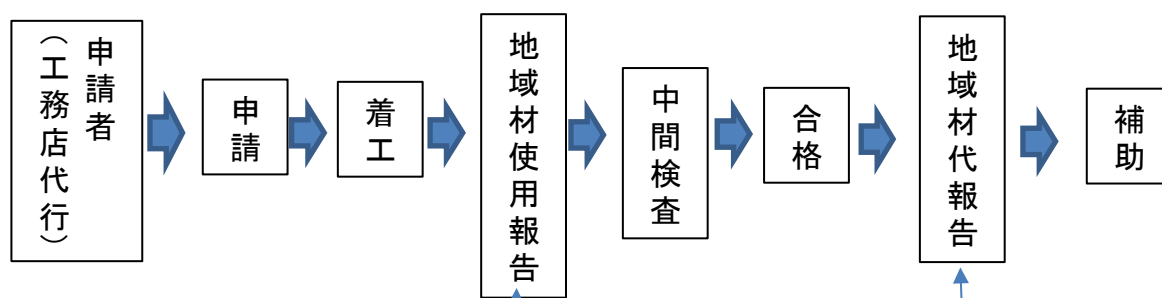
酒田産木材にかかる費用の1/2以内で
10万円を上限として補助！

利子補給との違い

1 補助対象者	利子補給：低減された分の利子を金融機関に支払う 地域材：直接申請者に補助金を支払う
2 工事内容	利子補給：新築 地域材：新築、改築、修繕、増築、耐震工事、模様替
3 業者	利子補給：市内以外の業者も可 地域材：市内業者のみ
4 対象者	利子補給：現在市内に住んでいなくても可 地域材：現在市内に住んでいる方のみ
5 地域材使用の対象となる部分	利子補給：構造材に60%以上使用 地域材：構造材以外も対象

※その他、申請手続き等違う点もございます

手続きの流れ



○「やまがたの木」販売管理票／○納品書の写し 提出

○地域材代明細書 提出

さかたの家づくり利子補給および地域材利活用普及事業により、酒田産木材の利活用を促進できるよう、皆様のご協力をよろしくお願いたします。

●問い合わせ先 〒998-8540 酒田市本町2-2-45
酒田市農林水産部農林水産課
電話 0234(43)8708 FAX 0234(26)6483
E-Mail : norin@city.sakata.lg.jp